

**平成 30 年度税制改正大綱**  
(平成 29 年 12 月 14 日 自由民主党・公明党)  
(抜 粋)

**1. 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長**

二 資産課税

5 租税特別措置等

(地方税)

[延長・拡充等]

固定資産税・都市計画税

- (10) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた事業者が、総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

三 法人課税

5 その他の租税特別措置

(国税)

[延長]

- (1) 倉庫用建物等の割増償却制度の適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

**2. 倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等のフォークリフト等の動力源に係る特例措置の延長**

四 消費課税

5 租税特別措置等

(地方税)

[延長・拡充等]

軽油引取税

- (14) 倉庫業を営む者が倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。

- (15) 鉄道(軌道を含む。)に係る貨物利用運送事業者又は鉄道貨物積卸業を営む者が駅の構内において専ら積込み事業のために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。